

等級ごとの職員数の公表（令和8年4月1日）

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の等級別の職員数を下記のとおり公表いたします。

給料表（1）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務 2 主事補の職務	56	16.6	主事	47	196	58.2	係員級
				技師	6			
				主事補	3			
				計	56			
2級	主任の職務	32	9.5	主任	32	74	22.0	係長級
				計	32			
3級	1 主査の職務 2 副主査の職務	108	32.0	主査	40	43	12.8	課長補佐級
				副主査	68			
				計	108			
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を分掌する主査の職務	74	22.0	副主幹	28	24	7.1	課長級
				主査	46			
				計	74			
5級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	43	12.8	課長補佐	30	3	0.9	
				主幹	13			
				計	43			
6級	1 会計管理者の職務 2 課長の職務 3 困難な業務を分掌する課長補佐の職務 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する指導主事の事務に従事する課長補佐の職務	21	6.2	会計管理者	1	9	0.0	
				課長	16			
				事務局長	1			
				支所長	2			
				課長補佐	1			
				計	21			
7級	1 会計管理者の職務 2 複雑困難な業務を掌る本庁の課長の職務	3	0.9	課長	3	2	22.2	主任技労務職員級
				計	3			
				計	3			
合計		337	100.0					

給料表（2）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能労務職員の職務	0	0.0	技能労務職員	0	3	33.3	技能労務職員級
				計	0			
2級	技能労務職員の職務	3	33.3	技能労務職員	3	4	44.4	副主任技能労務職員級
				計	3			
3級	副主任技能労務職員の職務	4	44.4	副主任技能労務職員	4	2	22.2	主任技労務職員級
				計	4			
4級	主任技能労務職員の職務	2	22.2	主任技能労務職員	2	2	22.2	主任技労務職員級
				計	2			
合計		9	100.0					

給料表（3）

等級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師の職務	0	0.0	医師	0
				計	0
2級	診療所長の職務	0	0.0	診療所長	0
				計	0
3級	病院長又は高度な技術若しくは経験を必要とする診療所長の職務	1	100.0	病院長	0
				診療所長	1
				計	1
4級	高度な技術若しくは経験を必要とする病院長の職務	0	0.0	病院長	0
				計	0
合計		1	100.0		